

議案第149号

さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年11月30日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(さいたま市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市職員の給与に関する条例(平成13年さいたま市条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(初任給調整手当) 第9条 医療職給料表(1)の適用を受ける職(採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるものに限る。)に新たに採用された職員には、月額 <u>30万8,000円</u> を超えない範囲内の額を初任給調整手当として支給する。 2 [略]	(初任給調整手当) 第9条 医療職給料表(1)の適用を受ける職(採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるものに限る。)に新たに採用された職員には、月額 <u>30万7,800円</u> を超えない範囲内の額を初任給調整手当として支給する。 2 [略]
(勤勉手当) 第30条 [略] 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の90</u> (特	(勤勉手当) 第30条 [略] 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の80</u> (特

定管理職員にあつては、100分の110) を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5 (特定管理職員にあつては、100分の52.5) を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

附 則

1～34 [略]

35 附則第32項の規定が適用される間、第30条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第32項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.35 (特定管理職員にあつては、100分の1.65) を乗じて得た額 (最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の90 (特定管理職員にあつては、100分の110) を乗じて得た額) の総額に相当する額を減じた額とする。

定管理職員にあつては、100分の100) を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5 (特定管理職員にあつては、100分の47.5) を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

附 則

1～34 [略]

35 附則第32項の規定が適用される間、第30条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第32項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.2 (特定管理職員にあつては、100分の1.5) を乗じて得た額 (最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の80 (特定管理職員にあつては、100分の100) を乗じて得た額) の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

## 医療職給料表

## ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	245,200	330,500	395,500	470,600	565,700
	2	247,700	333,500	398,400	472,900	568,800
	3	250,200	336,400	401,300	475,100	571,900
	4	252,700	339,400	404,100	477,400	575,000
	5	255,000	342,100	406,800	479,700	577,900
	6	258,800	345,400	409,500	481,900	580,300
	7	262,600	348,500	412,300	484,100	582,700
	8	266,400	351,600	415,000	486,300	585,100
	9	270,000	354,500	417,500	488,300	587,300
	10	274,000	357,400	420,200	490,400	588,800
	11	278,000	360,500	422,900	492,500	590,300
	12	282,000	363,700	425,600	494,600	591,800
	13	285,800	366,700	428,000	496,700	593,300
	14	289,800	370,300	430,500	498,800	594,400
	15	293,700	373,500	432,900	500,900	595,500
	16	297,600	377,200	435,400	503,000	596,400
	17	301,400	380,800	437,600	505,100	597,600
	18	305,000	383,500	440,000	507,100	598,600
	19	308,500	386,300	442,400	509,100	599,600
	20	312,100	389,000	444,800	511,100	600,600
	21	315,700	391,900	446,600	512,900	601,600
	22	319,400	394,500	449,000	514,700	602,600
	23	322,900	397,100	451,400	516,600	603,600
	24	326,400	399,500	453,700	518,500	604,600
	25	329,900	401,800	455,800	520,200	605,600
	26	332,700	404,100	458,100	522,000	606,600
	27	335,300	406,400	460,300	523,800	607,600
	28	337,900	408,700	462,600	525,600	608,600
	29	340,700	411,000	464,800	527,400	609,600
	30	342,800	413,100	467,100	529,200	610,600
	31	345,000	415,100	469,400	531,000	611,600
	32	347,400	417,200	471,600	532,800	612,600
	33	349,700	419,300	473,600	534,400	613,600
	34	352,100	421,200	475,700	536,200	614,600
	35	354,300	423,200	477,800	537,900	615,600
	36	356,800	425,200	479,900	539,700	616,600
	37	359,200	427,200	482,000	541,300	617,600
	38	361,600	429,200	483,800	542,900	618,600
	39	364,000	431,200	485,600	544,300	619,600
	40	366,200	433,200	487,400	545,900	620,600
	41	368,500	435,100	489,100	547,400	621,600
	42	369,900	436,900	490,900	548,800	622,600
	43	371,400	438,600	492,700	550,200	623,600
	44	372,800	440,400	494,500	551,500	624,600
	45	374,300	442,300	496,100	552,700	625,600

46	375,700	444,100	497,800	553,700	626,600
47	377,200	445,900	499,600	554,700	627,600
48	378,700	447,600	501,400	555,700	628,600
49	379,900	449,400	503,000	556,700	629,600
50	380,900	451,100	504,300	557,600	630,600
51	381,900	452,900	505,600	558,500	631,600
52	382,800	454,700	506,900	559,400	632,600
53	383,800	456,600	508,100	560,200	633,600
54	384,700	457,800	509,400	561,100	634,600
55	385,600	459,000	510,700	562,000	635,600
56	386,500	460,200	512,000	562,900	636,600
57	387,400	461,400	513,000	563,800	637,600
58	388,300	462,400	513,800	564,700	
59	389,100	463,400	514,600	565,600	
60	389,900	464,400	515,400	566,300	
61	390,600	465,200	516,300	567,200	
62	391,100	465,900	517,100	568,100	
63	391,500	466,600	518,000	569,000	
64	392,000	467,300	518,800	569,900	
65	392,300	468,000	519,700	570,800	
66		468,700	520,600	571,700	
67		469,400	521,300	572,600	
68		470,100	522,200	573,500	
69		470,500	523,100	574,400	
70		471,200	523,900	575,300	
71		471,900	524,800	576,200	
72		472,600	525,700	577,100	
73		473,000	526,500	578,000	
74		473,600	527,400	578,900	
75		474,300	528,300	579,800	
76		475,000	529,000	580,700	
77		475,400	529,800	581,600	
78		476,000	530,700	582,500	
79		476,600	531,600	583,400	
80		477,100	532,500	584,300	
81		477,700	533,300	585,200	
82		478,200	534,200	586,100	
83		478,700	535,100	587,000	
84		479,200	536,000	587,900	
85		479,600	536,800	588,800	
86		480,200	537,700		
87		480,600	538,600		
88		481,100	539,500		
89		481,600	540,300		
90		482,200	541,200		
91		482,800	542,100		
92		483,200	543,000		
93		483,700	543,800		
94		484,300	544,700		
95		484,900	545,600		
96		485,500	546,500		

	97		486,000	547,300		
	98			548,200		
	99			549,100		
	100			550,000		
	101			550,800		
	102			551,700		
	103			552,600		
	104			553,500		
	105			554,300		
	106			555,200		
	107			556,100		
	108			557,000		
	109			557,800		
	110			558,700		
	111			559,600		
	112			560,500		
	113			561,300		
	114			562,200		
	115			563,100		
	116			564,000		
	117			564,800		
再任用 職員		294,900	337,700	392,200	464,600	565,100

備考 この表は、病院等に勤務する医師等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	154,700	180,000	278,600	325,300	371,300	437,800
	2	156,400	181,600	280,700	327,500	373,900	440,300
	3	158,000	183,200	282,700	329,700	376,400	442,800
	4	159,600	184,800	284,800	331,900	379,000	445,300
	5	161,200	186,300	286,800	334,000	381,500	447,700
	6	162,800	187,800	288,900	336,100	384,100	450,200
	7	164,400	189,300	291,000	338,200	386,600	452,700
	8	166,000	190,800	293,100	340,300	389,200	455,200
	9	167,500	192,300	295,100	342,400	391,700	457,700
	10	169,100	193,900	297,200	344,400	394,200	460,200
	11	170,600	195,500	299,300	346,300	396,700	462,700
	12	172,200	197,100	301,400	348,300	399,200	465,200
	13	173,800	198,700	303,400	350,200	401,600	467,600
	14	175,400	200,700	305,500	352,300	403,800	469,000
	15	176,900	202,600	307,500	354,300	406,000	470,300
	16	178,500	204,600	309,600	356,300	408,200	471,700
	17	180,000	206,500	311,600	358,300	410,300	473,000
	18	181,600	208,500	313,700	360,300	412,300	474,400
	19	183,100	210,400	315,700	362,300	414,200	475,800
	20	184,700	212,400	317,800	364,300	416,200	477,200
	21	186,200	214,300	319,800	366,300	418,100	478,600
	22	187,800	216,200	321,800	368,300	419,700	480,000
	23	189,400	218,000	323,700	370,300	421,300	481,300
	24	191,000	219,900	325,700	372,300	422,900	482,700
	25	192,500	221,700	327,600	374,300	424,500	484,000
	26	194,100	223,600	329,500	376,200	425,800	485,400
	27	195,700	225,400	331,400	378,100	427,000	486,700
	28	197,300	227,300	333,300	380,000	428,200	488,100
	29	198,900	229,100	335,200	381,900	429,400	489,400
	30	200,500	230,900	337,100	383,900	430,700	490,700
	31	202,100	232,600	338,900	385,900	431,900	491,900
	32	203,700	234,400	340,700	387,900	433,100	493,100
	33	205,300	236,100	342,500	389,800	434,300	494,300
	34	207,000	238,000	344,300	391,800	435,600	495,300
	35	208,600	239,800	346,100	393,700	436,900	496,200
	36	210,300	241,600	347,900	395,600	438,200	497,200
	37	211,900	243,400	349,700	397,500	439,500	498,100
	38	213,600	245,200	351,300	399,400	440,300	
	39	215,200	247,000	352,900	401,300	441,000	
	40	216,900	248,800	354,500	403,200	441,700	
	41	218,500	250,600	356,100	405,100	442,400	
	42	220,200	252,200	357,600	406,900	443,200	
	43	221,900	253,800	359,000	408,700	444,000	
	44	223,600	255,400	360,500	410,500	444,800	
	45	225,200	257,000	361,900	412,300	445,600	
	46	227,000	258,700	363,200	413,900	446,300	
	47	228,800	260,300	364,500	415,500	447,000	

48	230,600	262,000	365,800	417,100	447,700
49	232,400	263,600	367,000	418,700	448,300
50	234,100	265,200	368,300	420,100	449,000
51	235,800	266,700	369,500	421,500	449,600
52	237,500	268,300	370,800	422,900	450,200
53	239,200	269,800	372,000	424,200	450,800
54	240,900	271,400	373,100	425,300	
55	242,500	273,000	374,100	426,400	
56	244,200	274,600	375,100	427,500	
57	245,800	276,200	376,100	428,600	
58	247,400	278,000	377,100	429,500	
59	248,900	279,700	378,000	430,400	
60	250,400	281,400	379,000	431,300	
61	251,600	283,100	379,900	432,100	
62	253,100	284,800	380,800	433,000	
63	254,500	286,400	381,600	433,900	
64	255,900	288,100	382,500	434,800	
65	257,300	289,700	383,300	435,600	
66	258,700	291,400	384,100	436,300	
67	260,000	293,100	384,900	437,000	
68	261,300	294,800	385,700	437,700	
69	262,600	296,500	386,400	438,300	
70	264,000	298,200	387,100		
71	265,300	299,900	387,800		
72	266,600	301,600	388,500		
73	267,900	303,300	389,200		
74	269,200	305,000	390,000		
75	270,400	306,700	390,700		
76	271,700	308,400	391,400		
77	272,900	310,000	392,100		
78	274,200	311,500	392,800		
79	275,500	313,000	393,500		
80	276,800	314,500	394,200		
81	278,000	315,900	394,900		
82	279,100	317,400	395,600		
83	280,200	318,900	396,200		
84	281,300	320,400	396,900		
85	282,400	321,900	397,500		
86	283,500	323,100	398,200		
87	284,600	324,200	398,800		
88	285,700	325,400	399,500		
89	286,700	326,500	400,100		
90	287,500	327,600	400,800		
91	288,300	328,700	401,400		
92	289,100	329,800	402,000		
93	289,900	330,800	402,600		
94	290,600	331,800	403,300		
95	291,200	332,700	403,900		
96	291,800	333,700	404,500		
97	292,400	334,600	405,100		

	98		335,300	405,800			
	99		335,900	406,400			
	100		336,500	407,000			
	101		337,100	407,600			
	102		337,800	408,200			
	103		338,500	408,700			
	104		339,200	409,300			
	105		339,800	409,800			
	106		340,500				
	107		341,100				
	108		341,800				
	109		342,400				
再任用 職員		214,200	246,700	266,800	281,300	295,800	350,300

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	167,000	200,300	254,000	285,300	328,500	373,400
	2	168,600	201,700	255,500	287,200	330,700	376,000
	3	170,100	203,100	257,000	289,000	332,800	378,600
	4	171,700	204,500	258,500	290,800	335,000	381,200
	5	173,300	205,900	259,900	292,600	337,100	383,800
	6	175,000	207,500	261,400	294,400	339,200	386,300
	7	176,600	209,100	262,900	296,200	341,200	388,700
	8	178,200	210,700	264,400	298,000	343,200	391,100
	9	179,800	212,200	265,900	299,700	345,200	393,500
	10	181,400	213,700	267,500	301,400	347,300	395,900
	11	183,000	215,200	269,000	303,000	349,400	398,200
	12	184,600	216,700	270,500	304,600	351,500	400,600
	13	186,300	218,200	272,000	306,200	353,500	402,900
	14	188,000	219,800	273,600	308,100	355,700	405,000
	15	189,600	221,400	275,200	309,900	357,800	407,100
	16	191,200	223,000	276,800	311,800	360,000	409,200
	17	192,800	224,500	278,400	313,600	362,100	411,200
	18	194,500	226,200	280,000	315,500	364,300	413,300
	19	196,100	227,800	281,600	317,400	366,400	415,400
	20	197,800	229,500	283,200	319,300	368,600	417,500
	21	199,300	231,100	284,700	321,200	370,700	419,500
	22	201,000	232,700	286,500	323,100	372,900	421,200
	23	202,600	234,300	288,200	325,000	375,000	422,900
	24	204,200	235,900	290,000	326,900	377,200	424,600
	25	205,800	237,500	291,700	328,800	379,300	426,300
	26	207,400	239,000	293,500	331,000	381,300	427,800
	27	209,000	240,500	295,300	333,200	383,300	429,300
	28	210,600	242,000	297,100	335,400	385,300	430,800
	29	212,200	243,400	298,900	337,500	387,200	432,200
	30	213,800	244,900	300,700	339,600	389,100	433,700
	31	215,400	246,300	302,400	341,600	390,900	435,100
	32	217,000	247,700	304,200	343,600	392,800	436,600
	33	218,500	249,100	305,900	345,600	394,600	438,000
	34	220,200	250,600	307,700	347,700	396,500	439,500
	35	221,800	252,000	309,500	349,700	398,300	440,900
	36	223,400	253,400	311,300	351,800	400,100	442,400
	37	225,000	254,800	313,100	353,800	401,900	443,800
	38	226,600	256,300	314,800	355,900	403,600	445,200
	39	228,100	257,700	316,400	357,900	405,300	446,500
	40	229,700	259,100	318,100	359,900	407,000	447,800
	41	231,200	260,500	319,700	361,900	408,700	449,100
	42	232,800	261,900	321,300	364,000	410,200	450,000
	43	234,300	263,300	322,800	366,000	411,700	450,800
	44	235,900	264,700	324,400	368,000	413,200	451,700
	45	237,200	266,000	325,900	370,000	414,700	452,500
	46	238,700	267,400	327,500	372,000	416,200	453,400
	47	240,100	268,800	329,100	374,000	417,700	454,300

48	241,600	270,200	330,700	376,000	419,200	455,200
49	243,000	271,500	332,300	378,000	420,600	456,000
50	244,500	272,800	333,900	380,000	422,100	456,800
51	245,900	274,100	335,400	381,900	423,600	457,600
52	247,300	275,400	336,900	383,900	425,100	458,400
53	248,700	276,700	338,400	385,800	426,600	459,200
54	250,200	278,100	339,900	387,600	427,900	
55	251,600	279,400	341,300	389,400	429,200	
56	253,000	280,700	342,800	391,200	430,500	
57	254,400	282,000	344,200	392,900	431,800	
58	255,800	283,400	345,800	394,700	432,800	
59	257,100	284,800	347,300	396,400	433,700	
60	258,500	286,200	348,900	398,200	434,600	
61	259,800	287,600	350,400	399,900	435,500	
62	261,100	289,100	352,000	401,500	436,200	
63	262,400	290,500	353,500	403,100	437,000	
64	263,700	291,900	355,100	404,700	437,800	
65	264,900	293,300	356,600	406,300	438,600	
66	266,200	294,700	358,100	407,700	439,300	
67	267,500	296,100	359,500	409,100	440,000	
68	268,800	297,500	360,900	410,500	440,700	
69	270,100	298,900	362,300	411,900	441,300	
70	271,500	300,300	363,700	413,400	442,000	
71	272,800	301,600	365,100	414,800	442,600	
72	274,100	302,900	366,500	416,200	443,300	
73	275,400	304,100	367,800	417,600	443,900	
74	276,700	305,400	369,000	419,000		
75	277,900	306,700	370,200	420,300		
76	279,100	308,000	371,400	421,600		
77	280,300	309,200	372,500	422,900		
78	281,500	310,600	373,500	424,300		
79	282,600	312,000	374,400	425,600		
80	283,700	313,400	375,300	426,900		
81	284,800	314,700	376,200	428,200		
82	285,400	315,900	377,000	429,000		
83	286,000	317,100	377,800	429,800		
84	286,600	318,300	378,600	430,600		
85	287,200	319,400	379,400	431,300		
86		320,700	380,200	432,000		
87		321,900	381,000	432,600		
88		323,200	381,800	433,300		
89		324,400	382,600	433,900		
90		325,600	383,400			
91		326,700	384,100			
92		327,800	384,900			
93		328,900	385,600			
94		329,600	386,400			
95		330,200	387,100			
96		330,800	387,800			
97		331,400	388,500			

	98			389,300			
	99			390,000			
	100			390,700			
	101			391,400			
	102			392,200			
	103			392,900			
	104			393,700			
	105			394,400			
	106			395,200			
	107			395,900			
	108			396,700			
	109			397,400			
	110			398,200			
	111			398,900			
	112			399,600			
	113			400,300			
	114			401,000			
	115			401,600			
	116			402,200			
	117			402,800			
	118			403,400			
	119			404,000			
	120			404,600			
	121			405,100			
	122			405,800			
	123			406,400			
	124			407,000			
	125			407,600			
	126			408,200			
	127			408,700			
	128			409,300			
	129			409,800			
再任用 職員		232,600	260,100	271,000	281,700	303,800	343,600

備考 この表は、病院等に勤務する看護師、准看護師、保健師等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 さいたま市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の85</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の105</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の40</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の50</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～34 [略]</p> <p>35 附則第32項の規定が適用される間、第30条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第32項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の1.275</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の1.575</u>）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の85</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の105</u>）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の90</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の110</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の52.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～34 [略]</p> <p>35 附則第32項の規定が適用される間、第30条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第32項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の1.35</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の1.65</u>）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の90</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の110</u>）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p>

（さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																				
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">号給</th> <th style="width: 90%;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>372,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>420,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">471,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">532,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">607,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">709,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">829,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 [略]</p> <p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第2項並びに第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」を「、寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第25条第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	号給	給料月額		円	1	<u>372,000</u>	2	<u>420,000</u>	3	471,000	4	532,000	5	607,000	6	709,000	7	829,000	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">号給</th> <th style="width: 90%;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>371,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>419,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">471,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">532,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">607,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">709,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">829,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 [略]</p> <p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第2項並びに第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」を「、寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第25条第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p>	号給	給料月額		円	1	<u>371,000</u>	2	<u>419,000</u>	3	471,000	4	532,000	5	607,000	6	709,000	7	829,000
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>372,000</u>																																				
2	<u>420,000</u>																																				
3	471,000																																				
4	532,000																																				
5	607,000																																				
6	709,000																																				
7	829,000																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>371,000</u>																																				
2	<u>419,000</u>																																				
3	471,000																																				
4	532,000																																				
5	607,000																																				
6	709,000																																				
7	829,000																																				

第4条 さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を

次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給与条例等の適用除外等)	(給与条例等の適用除外等)
第5条 [略]	第5条 [略]
2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第2項並びに第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」を「、寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第25条第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」と、「 <u>100分の137.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」とする。	2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第2項並びに第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」を「、寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第25条第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の157.5</u> 」と、「 <u>100分の137.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

### (適用)

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第9条第1項及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後のさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員給与条例」という。）第4条第1項の規定は平成28年4

月 1 日から、改正後の給与条例第 30 条第 2 項及び附則第 35 項の規定並びに改正後の任期付職員給与条例第 5 条第 2 項の規定は同年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例及び改正後の任期付職員給与条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前のさいたま市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の給与条例の規定による給与の内払と、第 3 条の規定による改正前のさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の任期付職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。